

資料 4

第 7 回子ども・子育て

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～骨子案～

平成 26 年●月

東大阪市

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画期間	3
3. 計画の法的根拠	3
4. 計画対象	3
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画策定の体制	5
(1) 東大阪市子ども・子育て会議.....	5
(2) 庁内組織	5
(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査	5
(4) 在宅子育て家庭の座談会.....	6
(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会	6
(6) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念	8
2. 計画策定における基本的な視点.....	8
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	9
(1) 子どもの育ちとは	9
(2) 子育てとは	10
第3章 施策展開に向けて.....	13
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性	14
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	15
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）	15
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状.....	23
(3) 在宅での子育て支援について.....	26
(4) 一時預かりについて	30
(5) 要保護・要支援児童について.....	31
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について	32
(7) 留守家庭児童育成クラブについて.....	33
3. 本計画の施策展開の基本的な考え方.....	34
(1) すべての子どもを対象とするために.....	34
① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために	34
② すべての子どもがすこやかに成長するために	34
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について.....	35
①地域における子ども・子育て支援強化.....	35
②民間施設との連携の工夫.....	35
③公の持つ強みに応じた役割再編.....	35
④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート	35

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

- (1) 考え方
- (2) 中学校区別の概況
- (3) 教育・保育提供区域として

2. 幼児期の学校教育・保育について

- (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）
- (2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3. 地域子ども・子育て支援事業について

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）
- (2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- (1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方
- (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について
- (3) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）と地域子ども・子育て支援事業の役割分担
- (4) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の連携

5. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）

- (1) 産休後・育休後の保育利用のための方策
- (2) 地域子育てネットワークの拡充
- (3) 在宅で子育てされる方への支援
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立

◎ 障害児施策等の充実

◎ その他

[未定] 第5章 計画の推進に向けて

[未定] 資料

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

本市では東大阪市次世代育成支援対策行動計画に関する施策を推し進めた結果、この10年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。また児童虐待の防止に関しては東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などに見られるように対策を強化してきました。さらに子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

一方、国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

また、本市としては東大阪市次世代育成支援対策行動計画によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

本市では、このような国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に答えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法においては、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

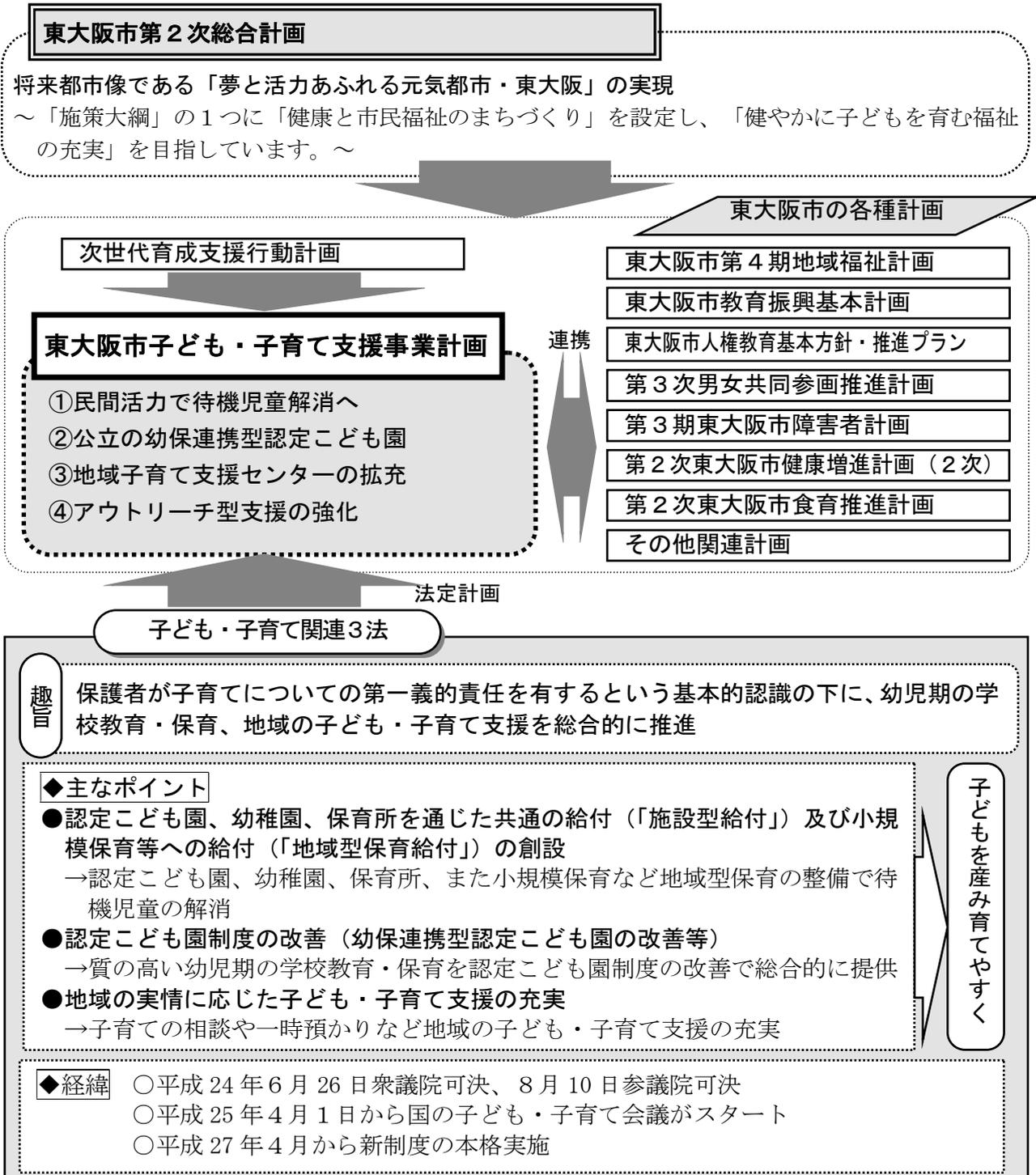
4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦とその家庭、そして 12 歳未満の児童とその家庭のすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3期東大阪市障害者計画、第2次東大阪市健康増進計画（2次）、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。



6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議は東大阪市子ども・子育て会議条例によって開催されるものであり、学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しました。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しました。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成25年9月5日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5歳）から6,048人を、小学生（6～11歳）から3,213人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成25年●月～●月までに母子手帳を取得した方から無作為で815人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童 (0～5 歳)	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の小学生 (6～11 歳)	平成 25 年●月～●月までに母子手帳を取得した方
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図ります。

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施する予定です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市では、「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となっています。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び就学期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を地域等が一体となって整備することが、社会全体の責任であると考えます。

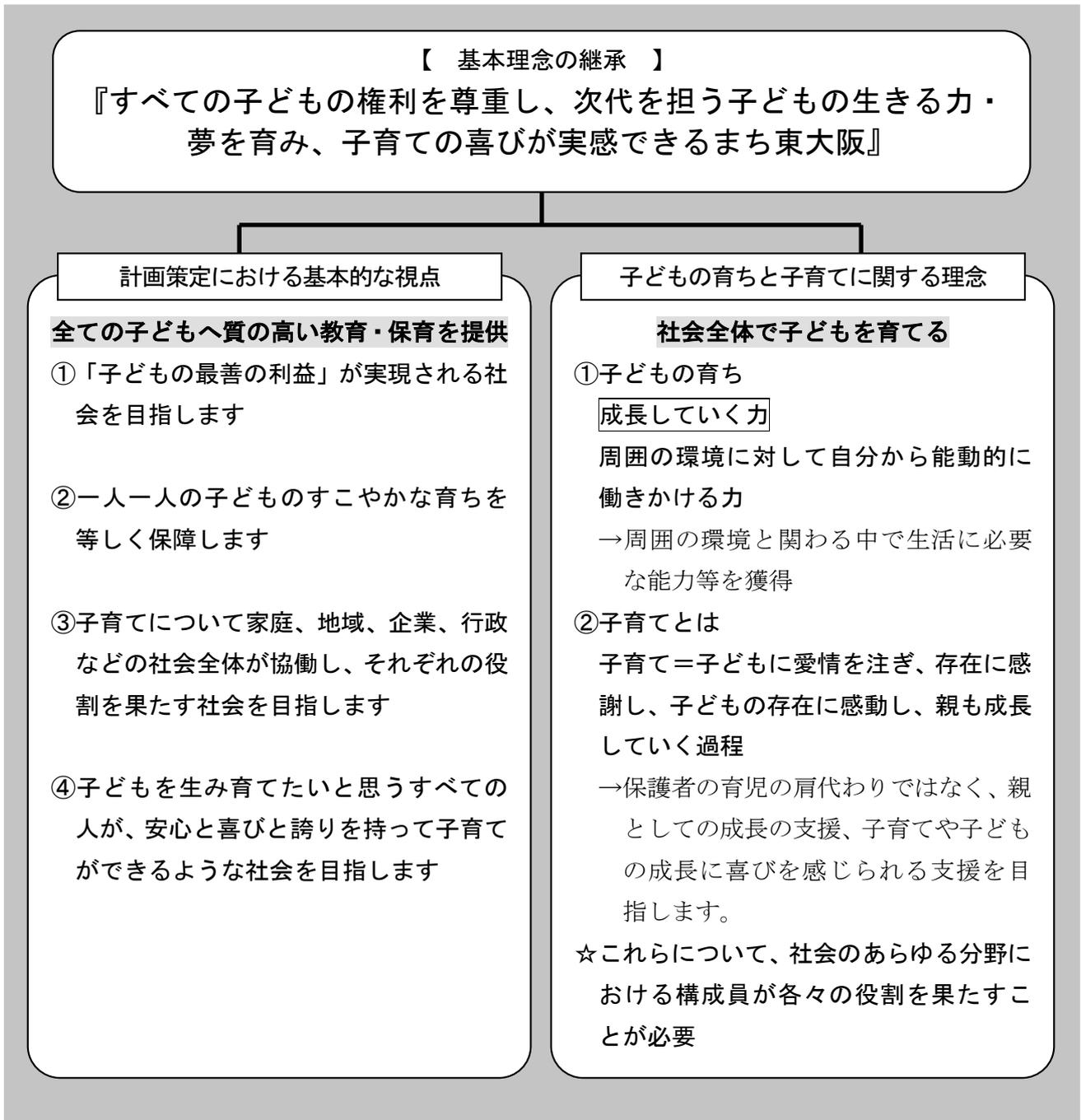
(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

図 計画の基本的な考え方

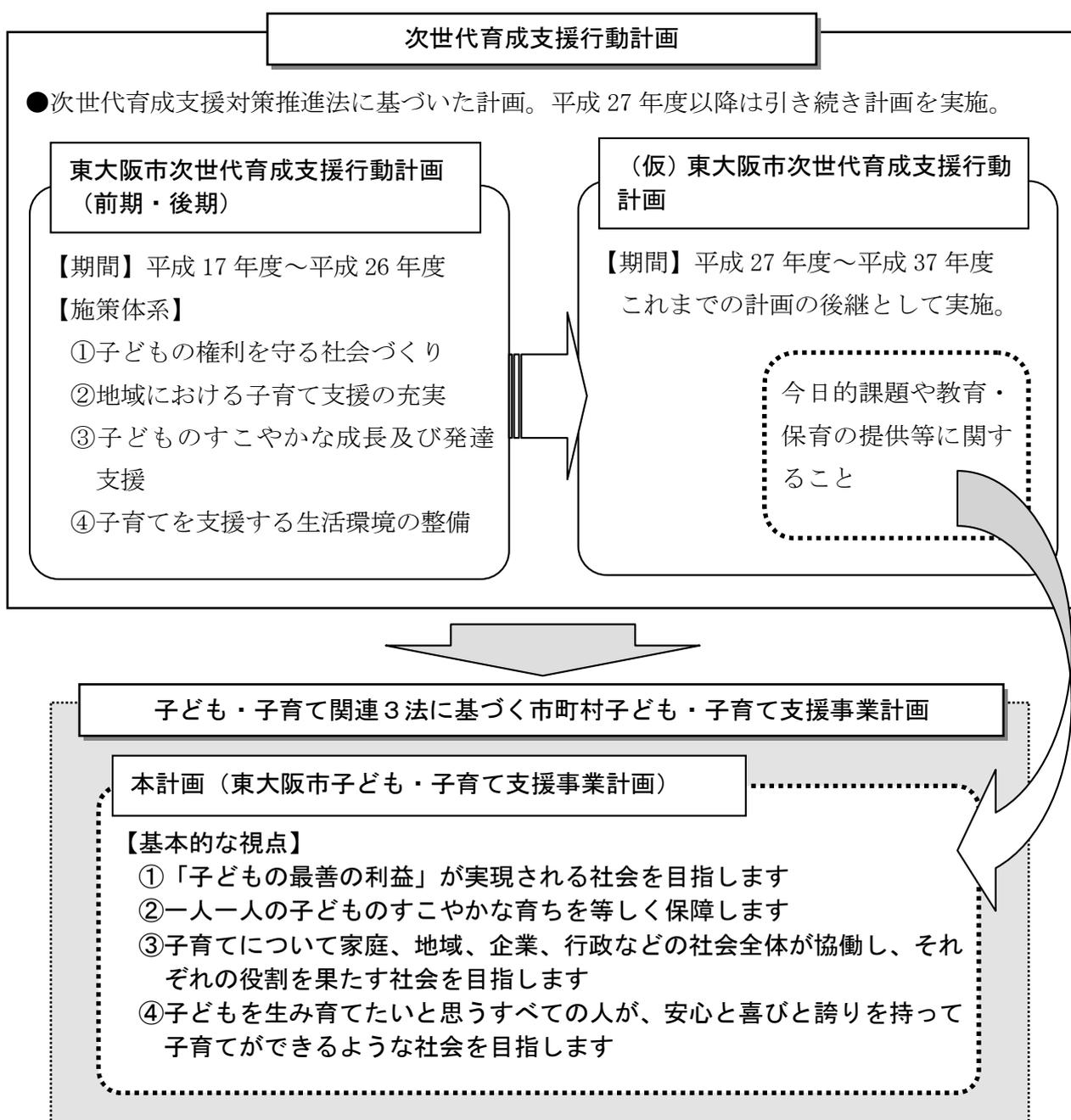


第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において施策の柱の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

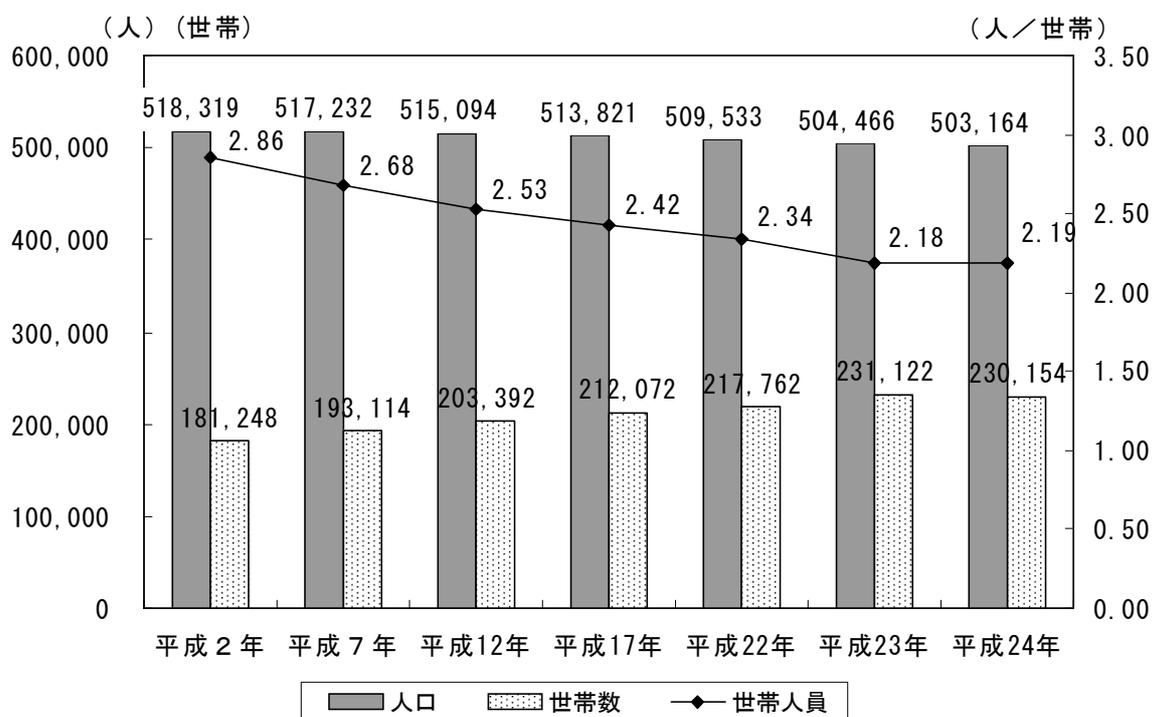
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

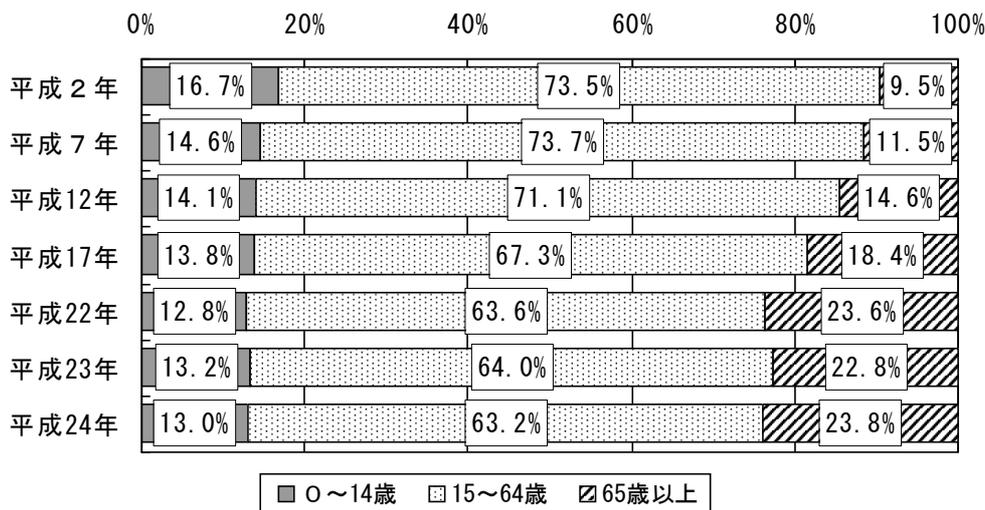


資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年(16.7%、73.5%)から減少し、平成24年にはそれぞれ13.0%と63.2%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成24年には23.8%となっています。

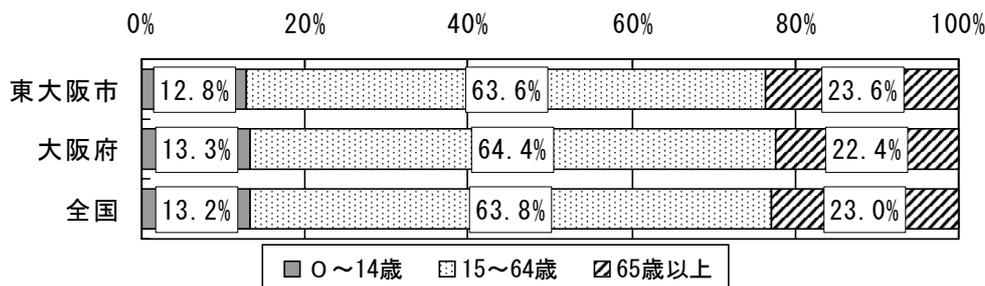
図 年齢区別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

図 年齢3区分別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



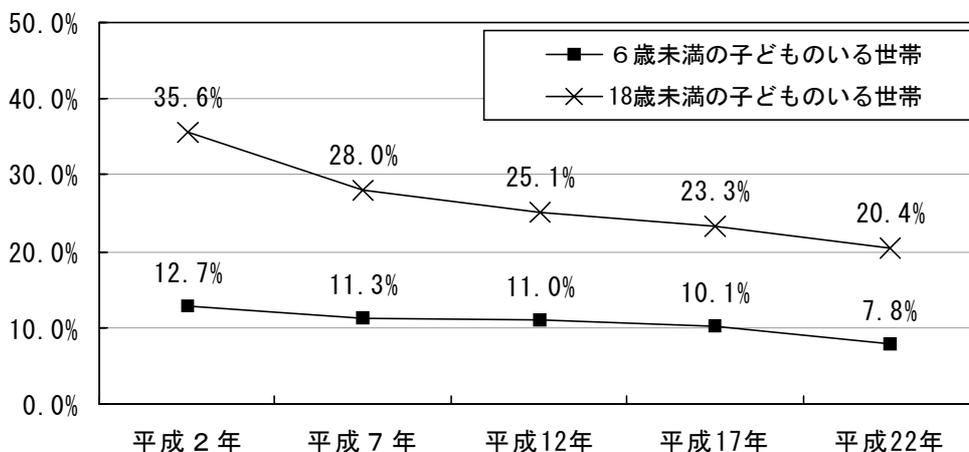
資料：国勢調査

● **子どものいる世帯は減少傾向**

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年(12.7%、35.6%)から平成22年(7.8%、20.4%)にかけて減少傾向にあります。

平成22年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どものいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子どものいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子どものいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● **ひとり親家庭は増加傾向**

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成17年の4,188世帯から平成22年には4,926世帯となっています。父子家庭は平成17年の450世帯から平成22年には483世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成17年	平成22年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● **婚姻件数の減少**

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成20年の2,748件から年々減少し平成23年には2,550件となっています。離婚件数は平成20年の1,134件から平成21年の1,174件までは増加していましたが、平成22年には減少に転じて1,172件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

● **出生数の減少**

出生数の推移をみると、出生数は平成20年の4,010件から年々減少し平成23年には3,814件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%)となっています。

このように、単に就労を希望しているということだけではなく、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

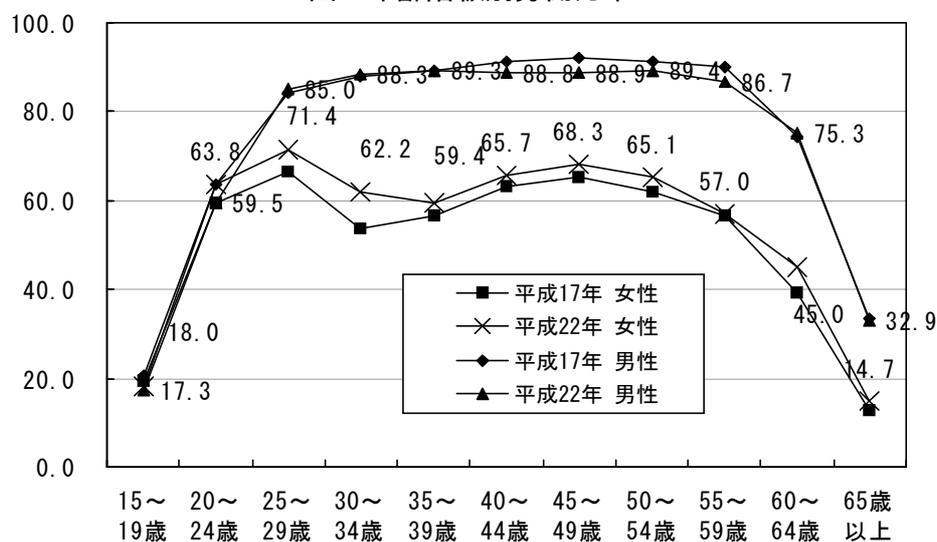
	子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人	子育てにかかる出費がかさむことには悩んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）	207 29.9%	472 68.1%	14 2.0%	693 100.0%
パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）	340 47.9%	359 50.6%	11 1.5%	710 100.0%
現在、求職中である	53 37.9%	83 59.3%	4 2.9%	140 100.0%
就労していない	579 38.4%	883 58.6%	44 2.9%	1,506 100.0%
無回答	38 42.7%	44 49.4%	7 7.9%	89 100.0%
合計	1,217 38.8%	1,841 58.7%	80 2.5%	3,138 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみてみると一番の底（女性の労働力率が最も低いのは）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



* 数値は平成22年

資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ～不安を感じる人が5割近く～

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかを見ると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）

	就学前児童	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)
感じる	44.1%	42.4%
感じない	52.9%	54.6%
無回答	3.0%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所(園)の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所(園)それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所(園)では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢(平成25年4月1日時点)別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望(複数回答)

	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	認定こども園	認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	その他	利用希望はない	有効回答数
0歳児(平成25年度生まれ)	4 40.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
0歳児(平成24年度生まれ)	301 56.6%	146 27.4%	302 56.8%	73 13.7%	11 2.1%	33 6.2%	34 6.4%	88 16.5%	23 4.3%	4 0.8%	19 3.6%	6 1.1%	15 2.8%	532 100.0%
1歳児	267 53.5%	131 26.3%	251 50.3%	46 9.2%	10 2.0%	21 4.2%	20 4.0%	56 11.2%	9 1.8%	6 1.2%	18 3.6%	7 1.4%	24 4.8%	499 100.0%
2歳児	300 57.1%	133 25.3%	202 38.5%	34 6.5%	12 2.3%	15 2.9%	11 2.1%	45 8.6%	8 1.5%	1 0.2%	23 4.4%	5 1.0%	23 4.4%	525 100.0%
3歳児	305 57.2%	167 31.3%	196 36.8%	26 4.9%	11 2.1%	21 3.9%	14 2.6%	41 7.7%	4 0.8%	8 1.5%	23 4.3%	3 0.6%	36 6.8%	533 100.0%
4歳児	304 59.6%	168 32.9%	150 29.4%	24 4.7%	8 1.6%	17 3.3%	11 2.2%	33 6.5%	2 0.4%	8 1.6%	20 3.9%	4 0.8%	27 5.3%	510 100.0%
5歳児	281 53.9%	169 32.4%	152 29.2%	25 4.8%	8 1.5%	15 2.9%	13 2.5%	32 6.1%	5 1.0%	10 4.4%	23 4.4%	3 0.6%	44 8.4%	521 100.0%
無回答	10 55.6%	4 22.2%	6 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	18 100.0%
合計	1,772 56.3%	919 29.2%	1,264 40.2%	229 7.3%	60 1.9%	124 3.9%	103 3.3%	299 9.5%	51 1.6%	37 1.2%	126 4.0%	28 0.9%	172 5.5%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査(平成25年度)

表 幼稚園の定員充足率の推移

(単位：%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73.3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65.9%

* 平成20～平成24(各年)5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年（246人）から平成23年（192人）にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。

表 待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
待機児童数	156	246	220	192	214	230
未入所児童数	735	873	866	690	819	720

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成 20 年	15	44	33	47	14	3	156
平成 21 年	20	112	61	22	27	4	246
平成 22 年	37	51	88	39	2	3	220
平成 23 年	22	84	31	40	11	4	192
平成 24 年	55	63	59	22	13	2	214
平成 25 年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60,687	55,190	61,327	62,288	60,110
実施箇所	57	57	58	60	60

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後 10 時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

表 在宅児童数の現状

(単位：人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	-	530	3,262
1歳	3,848	1,026	-	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	-	1,298	2,564
3歳	3,983	1,479	1,466	2,945	1,038
4歳	3,987	1,507	2,267	3,774	213
5歳	4,222	1,539	2,499	4,038	184
合計	24,093	7,379	6,232	13,611	10,083

* 平成24年度

このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等)の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所(園)において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放、オープンデー等地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやスマイルサポーターなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の福祉委員会を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安を感じる	何となく不安を感じる	あまり不安など感じない	全く感じない	なんともいえない（わからない）	無回答	合計
利用している	173 8.5%	805 39.6%	797 39.2%	144 7.1%	87 4.3%	29 1.4%	2,035 100.0%
利用していない	90 8.1%	409 36.9%	437 39.4%	98 8.8%	64 5.8%	11 1.0%	1,109 100.0%
無回答	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」（58.6%）、「フルタイム×フルタイム」（57.1%）、「専業主婦（夫）」（54.3%）となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」（47.7%）などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安を感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86 36.0%	140 58.6%	13 5.4%	239 100.0%
フルタイム×フルタイム	248 41.7%	340 57.1%	7 1.2%	595 100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	173 44.1%	209 53.3%	10 2.6%	392 100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	90 47.6%	97 51.3%	2 1.1%	189 100.0%
専業主婦(夫)	656 42.4%	839 54.3%	51 3.3%	1,546 100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	9 47.4%	9 47.4%	1 5.3%	19 100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無業×無業	8 36.4%	14 63.6%	0 0.0%	22 100.0%
無回答	64 44.1%	71 49.0%	10 6.9%	145 100.0%
合計	1,335 42.4%	1,719 54.6%	94 3.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80 43.0%	103 55.4%	3 1.6%	186 100.0%
フルタイム×フルタイム	115 54.2%	94 44.3%	3 1.4%	212 100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	269 50.2%	246 45.9%	21 3.9%	536 100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	46 63.9%	23 31.9%	3 4.2%	72 100.0%
専業主婦(夫)	237 49.8%	227 47.7%	12 2.5%	476 100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	8 100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---
無業×無業	5 50.0%	4 40.0%	1 10.0%	10 100.0%
無回答	26 42.6%	30 49.2%	5 8.2%	61 100.0%
合計	782 50.1%	730 46.8%	49 3.1%	1,561 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、在宅での子育て支援に特化した地域子育て支援センターでは0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって 過ごしたり、相談 をする 場)	その他当該自治体 で実施している類 似の事業 (園庭開放、親子 教室等)	利用して いない	有効回答 数
0歳児（平成25 年度生まれ）	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児（平成24 年度生まれ）	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが重要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況

（単位：件、箇所）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者合計	23,509	21,083	22,430	20,042	18,532
実施箇所数	33	34	35	37	35

* 平成20～平成24（各年度）

表 私用等で不定期に利用している事業
（複数回答）（就学前児童）

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向（就学前児童）

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
-------	--

(5) 要保護・要支援児童について

乳幼児期の定期健診や2か月親子講習会等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。これにより地域での孤立化を防ぎ、児童虐待の予防や早期対応の一助となっています。

市が対応した児童虐待相談件数は、平成20年度の548件から年々増加し平成24年度には894件となっており、児童虐待の早期発見など啓発活動に取り組んだ結果のひとつと考えられます。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる世帯では20.0%、小学生のいる世帯では17.5%でそれぞれ前回調査（平成20年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

本市では、子育て支援の充実に取り組んできましたが、さらに保護者の不安や悩みを受け止めフォローにつなげるために、支援の場の拡充等が喫緊の課題となっています。

障害児の療育に関しては親子通所によるすこやか教室やこぼと園・ゆりのき園（児童発達支援）での小集団支援で必要な子どもには療育センターにつなげるなど取り組んできました。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月370人から平成25年4月には442人まで増加しています。療育センターとの連携や療育の支援について課題となっています。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

本市では保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センターにおける子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各校の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(7) 留守家庭児童育成クラブについて

「(3) 在宅での子育て支援について」のアンケート調査の結果に掲載しているように、小学生の家庭における現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。また必要な子育て支援・対策をみると小学生の家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が60.0%で最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（56.0%）となっており、特に子どもを取り巻く社会の安全面に関する支援を求めていることがうかがえます。また、留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。留守家庭児童育成クラブのニーズに見られるような高学年までの利用のさらなる希望などがうかがえます。

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後も利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（小学校高学年）

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

3. 本計画の施策展開の基本的な考え方

(1) すべての子どものために

① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て新支援制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

② すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て新支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【小学校就学時の就学期】

学校教育と共に、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成に努める必要があります。

(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

①地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

②民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。